

被保険者  
家族 療養費支給申請書

1 2 3 4 5  
添付書類は別紙「療養費支給申請書について」をご確認ください。また別途添付書類をお願いすることがございます。ご理解とご協力の程お願い致します。  
被保険者証の記号番号を記入した場合、マイナンバーの記載は不用です。  
被保険者の印はすべて同一の印で捺印ください。  
海外で療養を受けた場合、医師の証明が外国語で作成されている時は、邦訳を添付ください。（翻訳者の氏名・住所の記載のあるもの）  
給付金の受領方は原則として事業所振込となりますので、「委任欄」に署名・捺印をお願いします。

被保険者情報	記号		番号	
	氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
	自宅住所	〒 ー		電話番号(日中の連絡先) ( )
	事業所名			

申請内容	氏名		生年月日	昭和・平成 令和 年 月 日
	傷病名			
	発病の原因及び経過(詳しく)	・病気 ⇒ (いつ頃から) 平成・令和 年 月 日 午前・午後 時頃 (どのような症状で) (どうなったか) ・ケガ ⇒ 負傷原因届を併せてご提出ください。		
	医療機関名		住所	
	診療の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	日間	診療に要した費用の額 円
	療養の給付が受けられなかった理由			
	第三者行為による負傷で	ある・ない	ある時はその届出	届出済・未届 第三者の氏名 ( )・不明

同意欄	私が申請する当保険給付について、石油製品販売健康保険組合がその支給決定に際する調査の為に、医療機関等の関係機関に照会することを同意致します。 被保険者氏名 _____ (印)
-----	--

委任欄	本請求金額の受領を 住所 _____ 会社 _____ (印) に委任する。 令和 年 月 日 被保険者氏名 _____ (印)
-----	--

受付印

社会保険労務士の提出代行者印
----------------

備考欄
-----

# 健康保険

## 負傷原因届

お怪我が原因で受診された場合、必要事項を記載いただき  
石油健保まで送付をお願い致します。

### 被保険者情報

記号		番号	
氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
自宅住所		電話番号(日中の連絡先) ( )	
事業所名		所在地	

### 負傷した方

氏名		被保険者との 続柄	
傷病名 (負傷した部位)		負傷日時	平成 令和 年 月 日 時頃
負傷した時間帯 (状況)	勤務時間中・勤務日の休憩中・出張中・私用中・その他( ) 通勤途中(出勤・退勤)⇒(寄り道等有・寄り道等無し)		
負傷場所	会社内・路上・駅構内・自宅・その他( )		
該当するものは ありますか。	交通事故・暴力(ケンカ)・スポーツ中(職場行事・職場行事以外) 動物による負傷(飼い主有・無)・該当なし		
負傷した時の状況 を具体的にご記入 下さい。			

令和 年 月 日、上記のとおり届出いたします。

受付印

※交通事故や相手がいる場合は、別途届出が必要となりますので、

石油健保・給付課(03-3265-3306)までご連絡ください。

## 療養費支給申請書について

健康保険においては、被保険者の疾病または負傷に対しては、医療機関を通じて療養の給付(現物給付)をおこなうことが原則となっています。

しかし、①療養の給付(現物給付)が困難な場合や、②やむを得ない理由等で保険診療が受けられないときは、いったん自費で支払った後申請により療養費が支給されます。

やむを得ない理由とは、健康保険組合が認めたものです。

療養の給付(現物給付)と療養費として現金で給付する現金給付の選択をすることはできません。故意に療養の給付(現物給付)を受けなかった場合は給付の対象外となります。

### (1) 療養費払いの対象となる事例

#### ① 療養の給付をおこなうことが困難な場合

- a. その地区に保険医がいない無医村、また保険医がいても専門外のため治療を受けられず、やむなく非保険医で診療を受けた際の診療費

※その非保険医より近くに保険医がいる場合、患者の希望により非保険医を選択した場合等は、やむを得ないとは認められません。

- b. 柔道整復師、鍼灸・マッサージ師にかかった際の施術料(施術を受けられる傷病・条件が限られます。)  
c. コルセット等の治療用装具を装着した際の装着費用  
d. 輸血用生鮮血を購入した際の費用  
e. 海外において療養を受けた際の診療費(治療目的の渡航の場合は不可)

#### ② やむを得ないと認められる場合

- f. 資格取得直後、被扶養者の認定直後等健保組合への届の申請中で、  
ア、医療機関等で健康保険の資格が確認できずに、やむなく自費で診療を受けた場合  
イ、石油健保加入前の保険者の(無資格)診療となってしまう、診療費を前の保険者に返還した場合

※仕事中や通勤途中のおケガは労働者災害(労災)となりますので、労働基準監督署へ申請をしてください。

### (2) 支給額

保険診療をおこなったとした場合の基準によって計算した額から一部負担金に相当する額を控除した額

### (3) 申請手続き

療養費支給請求書に下記の添付書類を添付して、会社の担当者様経由で申請してください。

申請内容	添付書類
自費診療(f-ア)	診療報酬明細書(傷病名・診療内容の明細が記載されたもの) ・・・病院と院外薬局を使用した場合は薬局からそれぞれ、発行してもらってください。 領収書 タイムカード(出勤簿)の写(被保険者がお怪我した場合、負傷日の属する月のもの)
自費診療(f-イ)	診療報酬明細書(傷病名・診療内容の明細が記載されたもの)・・・前加入の保険者 前加入の保険者(健保・国保等)に返還した領収書 からもらってください。
治療用装具作成	治療用装具製作指示装着証明書 領収書(部品の明細がわかるもの。明細の記載がない場合は別途明細書) 靴型装具の場合、当該装具の写真(正面及び側面を撮影したもの) タイムカード(出勤簿)の写(被保険者がお怪我した場合、負傷日の属する月のもの)
小児弱視等の 治療用眼鏡等	眼鏡等作成指示書(小児弱視等の治療用に限る) 検査書(小児弱視等の治療用に限る) 領収書 ※眼鏡等作成指示書に弱視等の傷病名の記載のあるもの
鍼灸 あんま マッサージ	医師の同意書 施術証明書 領収書 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書 (施術を1年以上且つ月16日以上受けた場合)
海外療養費	診療内容明細書・領収明細書(海外用、様式A・B・C) (必ず別紙で邦訳を添付いただき、翻訳者の住所・氏名を記入してください) 現地で支払った領収書及び病院から発行されている明細書 渡航期間がわかるパスポートの写

※書類はすべて原本を添付してください。(タイムカード(出勤簿)・パスポートを除く)

※なお、添付書類については、主に必要なものを掲載しています。療養費の適正な支給決定にあたり別途添付書類をお願いすることがございます。何卒ご理解とご協力の程をお願い致します。

※海外療養費の診療内容明細書・領収明細書の書式が必要な方は石油健保・給付課までご連絡ください。

なお、日本で診療した場合の金額に換算して給付がされます。したがって、本人が高額な医療費を支払った場合でも、給付金の額が著しく低い場合がありますのでご承知おきください。

※負傷された原因が、交通事故など第三者が要因の場合は別途「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、すぐに石油健保までご連絡ください。

ご不明な点は石油製品販売健康保険組合・給付課(Tel03-3265-3306)までご連絡ください。

(受付時間: 平日9時~17時)

## 「治療用装具(靴型)」申請方法変更のお知らせ

治療用装具(靴型)の申請をする場合は

『装具の画像』の添付をお願い致します。

厚生労働省からの通知に基づき、給付の適正化を目的に領収書と実際に作成された装具が同一かを確認するため2018年4月1日以降に購入された靴型装具について、「当該装具の写真(患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの)」の添付が必要となります。

### 申請に必要なもの

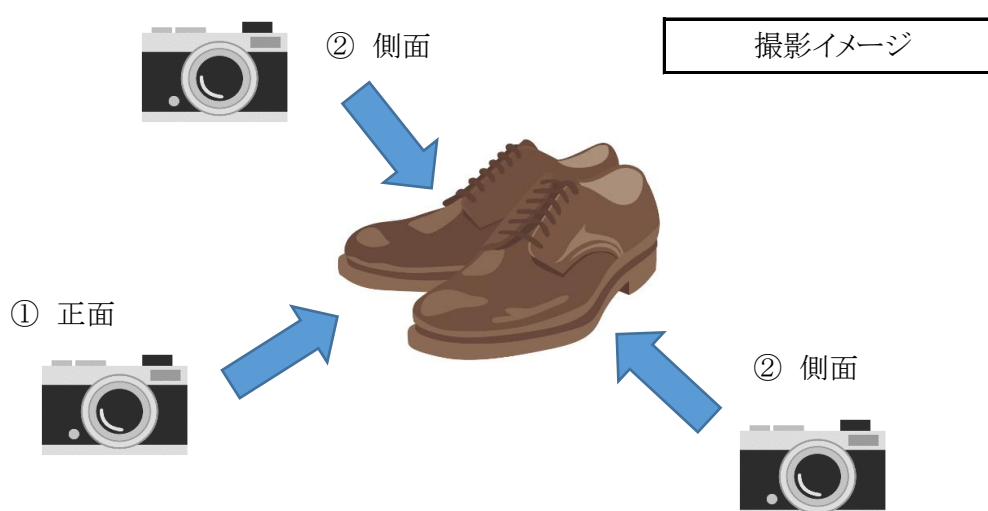
- ① 療養費支給申請書(お怪我の時は負傷原因届を添付)
- ② 領収書(内訳が分かるものを含む)
- ③ 治療用装具の作成指示書(医師の意見書・診断書)
- ④ タイムカードの写(被保険者がお怪我で治療用装具を作成した場合、負傷日の属する月のもの)
- ⑤ 作成した靴型装具の画像(正面及び側面から撮影したもの)

※ なお、療養費の適正な支給決定にあたり別途添付書類をお願いすることがございます。何卒ご理解とご協力の程お願い致します。

### 撮影方法について

※ 作成された靴型装具に対し、下記の方向から撮影してください。

- ① 正面
- ② 側面



### 画像の提出方法について

※ 撮影した画像を印刷し、療養費支給申請書に添付して提出をお願い致します。

※ 印刷した画像の余白(又は裏面)に、以下の事項をご記入ください。

- ① 保険証の記号・番号
- ② 被保険者氏名
- ③ 治療用装具を装着する方の氏名